

日時：令和4年7月13日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、浅井委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、栗原参事官、香月参事官、吉屋参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、大島委員、加藤委員が御欠席でございます。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 それでは、ただいまから、第209回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は五つございます。

議題1 「『特定個人情報保護評価の実施手順』資料の公表について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「『特定個人情報保護評価の実施手順』資料の公表について」、資料1に基づき、御説明いたします。

資料の1ページを御覧ください。

まず、「1. 本資料の目的」でございます。特定個人情報保護評価は、評価実施機関が特定個人情報ファイルを取り扱う前にリスクを分析し、リスクを軽減するための措置を講じていることを確認の上、評価書において自ら宣言するものです。

保護評価については、従前より、地方公共団体をはじめとする評価実施機関から「分かりやすい運用マニュアルを手当てしてほしい」との要望が寄せられていました。本資料は、こうした要望に応えるものとして、保護評価の実施手順と評価書の作成方法について取りまとめたものです。

「2. 本資料のポイント」は、3点ございます。

まず、冒頭で実施手順の全体像及び各部署の役割を明確化しております。保護評価の実施手順を「①事前準備」から「⑤評価書の提出・公表」とし、各手順における各主体の役割を記載しております。

2点目として、各手順について分かりやすく解説しております。実施手順について、6ページ以降で、事前の準備から提出・公表までの具体的な内容や留意点を記載しています。各ページでは、マイナンバーの広報用ロゴマークの「マイナちゃん」がポイントについて簡潔に言及し、視覚的に理解できるよう図表を多用した上で、指針等の参照箇所のみ示により読みやすい資料となるよう工夫しました。

3点目として、評価書の作成方法について、評価種別ごとに評価書の記載方法を加筆し、リスク対策例等を提示しています。このような事務担当者目線での事務フローに沿った解説は、今までなかったところ、保護評価実施の一助としていただきたいと思います。

最後に、「3. 今後の進め方」でございます。後日、本資料を委員会ウェブページで公

開した上で、地方公共団体総括部署等への一斉メール、ツイッター、各種説明会など、様々な媒体・機会を通じて周知を行うことを想定しております。本資料を参考に保護評価の実施手順等を理解し、適切かつ円滑に実施いただきたいと考えております。

御説明は以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

梶田委員。

○梶田委員 御説明ありがとうございました。

これまで、特定個人情報評価書等、保護評価の制度を解説する資料を公表してきたところではありますが、この資料は、より運用面に焦点を当てて、評価実施機関の担当者に対して、保護評価の手順や評価書の作成方法について、図表を多用して分かりやすく示した内容となっており、有益なものと思われま。

特に、新たに保護評価の事務を担う方々に活用いただき、保護評価を円滑かつ適切に実施していただくことを期待しております。

事務局においては、そういった点も踏まえつつ、本資料を様々な機会や媒体で積極的に周知し、より多くの保護評価事務を担う方々に活用していただけるようにしてほしいと思っております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

浅井委員。

○浅井委員 御説明ありがとうございました。

活用機会についてコメントさせていただきます。評価実施機関において、保護評価書の作成とそれに伴うリスク分析及び対策の検討は、一度行えば十分というわけではなく、実運用の過程におけるPDCAサイクルに沿って継続的見直しを検討していくことが求められていると思います。

この点も踏まえて、本資料は、評価書の作成時に活用いただくことにとどまらず、PDCAサイクルのどの段階においても活用いただくべきものであると考えます。

事務局においては、本資料の有用性をより広く捉え、幅広い機会を活用いただけるよう、評価実施機関に対して促していただきたいと考えております。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

私からも改めてここで、保護評価制度全体の意義について述べさせていただきたいと思っております。行政機関等や地方公共団体が、この保護評価制度に基づき主体的にリスクを軽減する措置等を講ずることは、特定個人情報の漏えい等の発生を未然に防ぎ、個人のプライバシー等の権利利益を保護することにつながります。

また、行政機関等や地方公共団体は、作成した評価書を公表しますが、これらの取組を重ねていくことにより、番号制度に対する国民・住民の安心感や信頼感を醸成することにもつながります。

そして、このような制度自体の意義について、国民・住民を始めとして実施主体に幅広く認識してもらうことが重要であり、行政機関等や地方公共団体には改めてこの意義を認識していただいた上で、制度の運用を担っていただきたいと考えております。本資料の活用について周知をする際には、併せて制度全体の意義についても周知をしていただきたいと思っております。

ほかにどなたか御意見等はございますでしょうか。

特に御意見がないようですので、事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要を公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。次の議題以降は、監督関係者以外の方は御退席願います。

(監督関係者以外退室)

○丹野委員長 では、議題2「尼崎市USBメモリ紛失事案の対応方針について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 「尼崎市USBメモリ紛失事案の対応方針について」、資料2に基づき、御説明させていただきます。

まず、「1 事案の概要」でございます。本件は、尼崎市が、住民税非課税世帯等に対する臨時給付金支給事務における保有個人情報の取扱いをBIPROGY株式会社に委託していたところ、同社の再委託先企業の社員が尼崎市全住民の住民基本台帳の情報等の個人情報を含むUSBメモリを紛失したとして、令和4年6月23日に公表したことを端緒とした事案でございます。

USBメモリ内の個人情報及び紛失に至った経緯について、ページ中段において記載させていただきます。

続いて、「2 委員会の対応方針(案)」でございます。本件は、広く報道等で取り上げられ国民の関心が高い上、関係者も単体ではないことから、個別の事業者であるBIPROGY社への対応にとどまらず、事業者全体に対して広く注意喚起を行うとともに、総務省と連携の下、地方公共団体に対しても、来年度の改正後の個人情報の保護に関する法律(以下「個情法」)の施行を見据えた取組を促していくなど、関係者全体に対して包括的な対応を行っていく方針としたいと考えております。

速やかな対応を要するため、地方公共団体では既に以下(1)の対応を実施済みであり、事業者全体には、本委員会後に以下(2)アの対応を実施したいと考えております。BIPROGY

社等に対しては、今後、以下（２）イ及びウの対応を実施したいと考えております。

個別の対応の内容を御説明いたします。

「（１）実施済の対応」でございますが、地方公共団体全体に対しては、総務省とも連携し、改正個人情報法の来年度施行を見据えた安全管理措置並びに漏えい等報告及び本人通知の義務化への対応について記載した「（別紙１）個人情報保護法の施行に伴う地方公共団体等における安全管理措置等の対応について（通知）」を６月２４日に発出済みでございます。

続いて、「（２）今後実施予定の対応」でございます。

ア、事業者全体に対しては、USBメモリ等電子媒体での個人情報の管理及びその管理方法等の規律に関する従業員・委託先事業者等への遵守徹底についての注意ポイントを記載した「（別紙２）USBメモリ紛失事案を受けた個人データの適正な取扱いについて（注意喚起）（案）」を委員会ウェブサイト等で公表する方法での注意喚起を行うこととしたいと考えております。

続いて、イ、BIPROGY社に対しては、事実関係の把握に必要な資料の確認及びヒアリングを実施し、確認された問題点に応じて、個人情報法第144条に基づく行政指導等の要否を検討したいと考えております。

最後に、ウ、尼崎市に対しては、地方公共団体等を対象とする改正個人情報法の施行前であり、現時点では委員会が監視権限を有していないものの、任意ヒアリングにより、BIPROGY社との委託関係や住民税非課税世帯等に対する臨時給付金支給事務における個人情報の取扱いに関するルール等を確認し、必要に応じて同市の個人情報の適正な取扱いに係る情報の提供等の支援を行うこととしたいと考えております。

別紙については、別紙１が発出済みの文書で、別紙２が今後発出予定の文書になります。

事務局からの御説明は、以上となります。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

中村委員。

○中村委員 来年度からの当委員会による地方公共団体の監視と委員会からの注意喚起の重要性に関連して、一言申し上げたいと思います。

本事案において、尼崎市の全市民約46万人の個人情報がずさんに取り扱われていることが、明らかになりました。地方公共団体の個人情報の取扱いについては、現在は各地方公共団体の条例の管轄下であり、各自治体に監視権限があります。

しかし、来年度からは、改正個人情報保護法により個人情報保護法が地方公共団体にも適用されるとともに、全国共通のルールや安全基準が求められ、当委員会が地方公共団体の個人情報の取扱いについて監視を行うこととなります。

各地方公共団体においては、個人情報の取扱いや安全管理措置の確保が、新たな個人情報保護制度で求められる水準を満たしているのか点検をしながら、改正法の施行準備に取

り組んでいただきたいと思います。

今回の事案は、報道等でも大きく取り上げられるなど世間の関心も高いことから、これを機に事業者や地方公共団体等において、安全管理措置や委託先の監督の重要性等を改めて認識してもらうことが重要であると考えます。事務局から説明のあった方針案のとおり、しっかりと注意喚起を行っていただきたいと思います。

加えて、事務局内においても来年度に向けた体制の整備を行うとともに、今回の事案への対応から得た知見を来年度以降の監視監督を始めとする当委員会の活動にいかしていくなど、業務面でもしっかりと改正法の施行準備を進めていただきたいと思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

高村委員。

○高村委員 本件は、従業者個人の不注意によるミスが原因であるという報道もありますが、原因を単なる個人の不注意として片付けている限り、こうした事案はいつまでたっても減らないと思います。人的な要因だけではなく、個人データの安全管理体制の組織的な要因についても多角的に原因分析をしていく必要があります。

その際、本件が複数の委託関係の下で発生していることを踏まえ、地方公共団体から直接受託している事業者から実際に個人データを取り扱う末端の事業者まで、個人情報に係る規程類及びマニュアル等のルールの整備や遵守状況のチェック体制は適切であったか、その他個人情報を適正に取り扱うための体制を構築できていたかについて把握することが必須と言えます。

こういった事実確認を重ね、しっかりと原因分析を行うことを通じて、事業者においても確な再発防止策が策定されるよう促すとともに、必要に応じて監督権限の行使の検討を進めていくことが重要であると考えます。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御意見はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり、進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要を公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

では、議題3「株式会社メタップスペイメントの個人情報の取扱いに関する対応につい

て」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 説明させていただきます。

(内容については非公表)

なお、本件については、社会的影響の大きい事案であることから、当委員会の処分結果について、公表資料の範囲で公表することとしたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。

小川委員。

○小川委員 御説明ありがとうございました。

株式会社メタップスペイメントは、決済代行業者として、顧客の決済情報とともに、任意で加盟店から提供を受けた多数の顧客の個人データを取り扱っています。

しかし、どのシステムで個人データを含む情報資産を取り扱っているかについて把握していないなど、個人データの取扱いに関するガバナンスに問題があったと考えています。

委員会としては、経営層及び従業員が、まず個人データを取り扱っている範囲を把握して、その状況について定期的に監視・点検するなど、ガバナンス面での改善がなされるよう指導する必要があると思います。

以上です。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ほかにどなたか御質問、御意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり、進めたいと思いますがよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局において所要の進め方を進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配布の公表資料と当該資料等に係る議事録、議事概要の部分を公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題4「マイナンバーガイドライン改正（令和5年施行分）について」、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 令和3年改正番号法ガイドライン案について御説明させていただきます。

デジタル社会形成整備法第51条及び附則第54条による個人情報保護法及び番号法の改正に伴い、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」を改

正するものです。

主な改正項目は、デジタル社会形成整備法附則第54条による番号法第32条の削除に関する事項及び別添1の特定個人情報に関する安全管理措置の改正でございます。

1点目の改正は、令和3年番号法改正により、番号法第32条が削除されたことに伴い、「マイナンバーガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」について、地方公共団体において、番号法第32条の規定に基づき個人情報保護条例の改正等が必要となる場合がある旨の規定を削除するものです。

2点目の改正は、デジタル社会形成整備法第51条による個人情報保護法改正において、行政機関に加え地方公共団体も個人情報保護法の適用対象となったことに伴い、個人情報保護法と平仄を合わせ、特定個人情報に関する安全管理措置について、行政機関と地方公共団体で規定を統一するものです。

これらに加え、令和3年個人情報保護法の改正、令和3年番号法の改正等に伴う新設条文等による規定の追加、条文番号の改正等の形式的な改正も実施します。

本日、委員会で御審議いただいた後、意見公募手続を実施し、令和5年4月の改正番号法の施行に向け周知していくことを考えております。

説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

特に修正の御意見がないようですので、原案のとおり意見公募手続を進めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の手続を進めてください。

また本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題の資料、議事録及び議事概要を公表することとしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題5「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容については非公表)

本日の議題は以上でございます。

本日の会議の資料、議事録及び議事概要については、公表しないこととした資料、議事録及び議事概要以外は、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、本日の会議はこれで閉会といたします。